

御殿場市
第5期障害福祉計画
及び
第1期障害児福祉計画
平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

平成30年3月
御 殿 場 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の基本理念	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の達成状況の点検及び評価	3
第2章 障害者を取り巻く現状	4
1 障害者の現状	4
2 障害福祉サービスの利用状況	8
第3章 平成32（2020）年度の目標値の設定	10
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
2 福祉施設利用者の一般就労への移行	10
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
4 地域生活支援拠点の整備	11
5 障害児支援の提供体制の整備	11
第4章 サービス見込量と確保のための方策	12
1 訪問系サービス	12
2 日中活動系サービス	13
3 児童通所サービス	14
4 居住系サービス	15
5 その他のサービス	16
6 基盤整備計画に関する事項	17
7 相談支援の充実・強化に関する事項	19
8 一般就労への移行支援の強化に関する事項	20
9 地域生活支援事業の実施に関する事項	21
参考資料	23
1 指定障害福祉サービスの種類	24
2 指定障害福祉サービス事業所の状況	27

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づいて、平成32年度の目標値を設定します。目標値の達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

また、本計画は、障害者計画に掲げた基本理念である「共に生きる福祉のまちづくり」に向けた障害福祉サービスに関する「実施計画」として位置付けられ、第4期御殿場市障害福祉計画の実績（平成27年度～平成29年度）を踏まえ、続く3年間（平成30年度～平成32年度）における計画の策定を図るものです。

加えて、平成30年4月より施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

■□ 基本的な考え方 □■

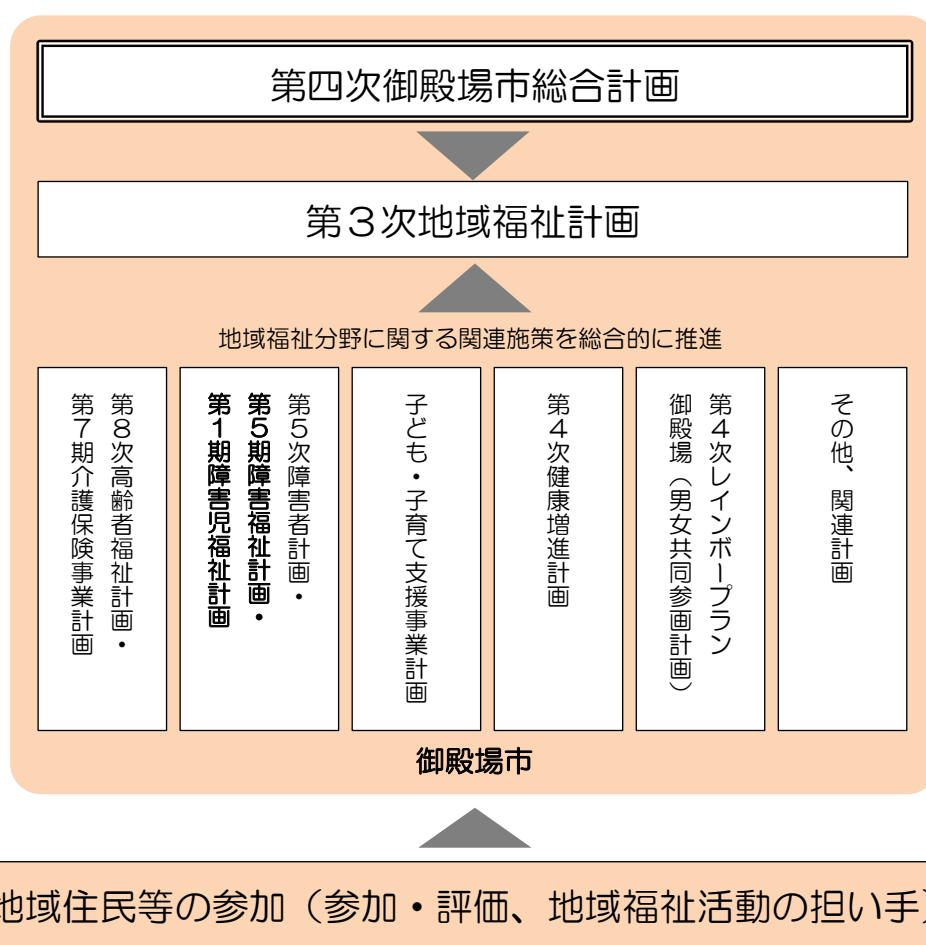
- （1）障害者の自己決定と自己選択を尊重
- （2）希望する障害者に必要なサービスを保障
- （3）グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- （4）福祉施設から一般就労への移行等を推進
- （5）障害児の健やかな育成のための発達支援

2 計画の位置付け

○障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第5期計画として策定するものです。計画の内容については、御殿場市総合計画との調整を図りつつ、「御殿場市障害者計画」を踏まえ、3年間を1期とし、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

○障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画として策定するものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、市では「第5期御殿場市障害福祉計画」と一体的に策定するものとします。

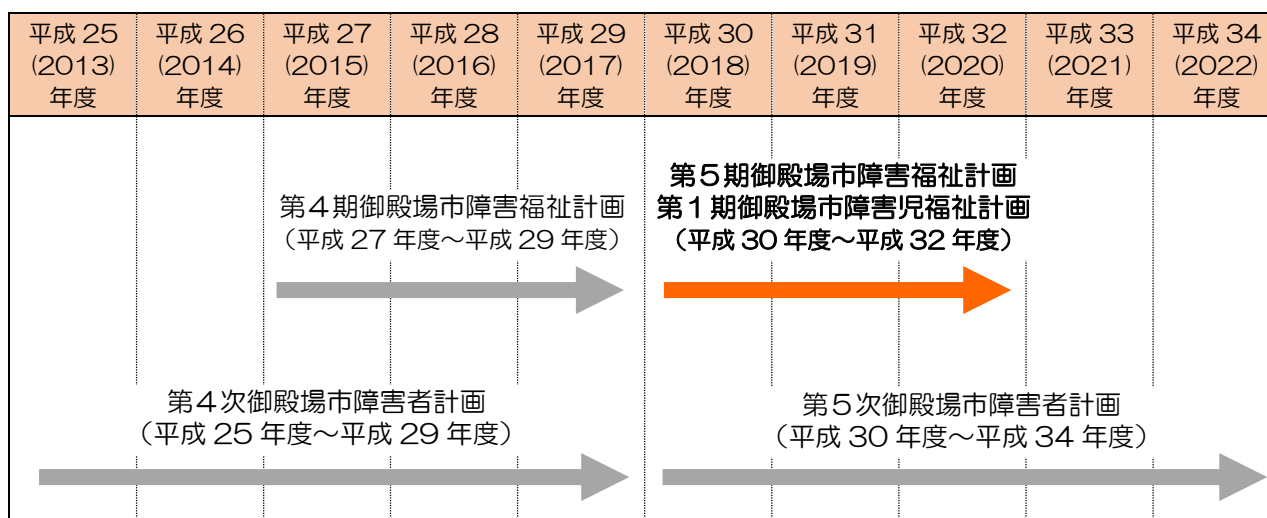
○本計画は、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」や、「地域福祉計画」、「障害者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法令 ・障害者総合支援法（第88条） 位置づけ ・障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 計画期間 ・3か年	根拠法令 ・児童福祉法（第33条の20） 位置づけ ・障害児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保に関する計画 計画期間 ・3か年

3 計画期間

本計画は、平成30（2018）年度を初年度として平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 障害者の現状

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者については、平成28年度末現在では2,753人であり、平成25年度から平成28年度までの4か年で49人の増加が見られました。

65歳以上の手帳所持者については、平成28年度では1,840人と、全体の6割以上を占めています。

※65歳以上では介護保険サービス、18歳未満では児童福祉法のサービスが優先されます。

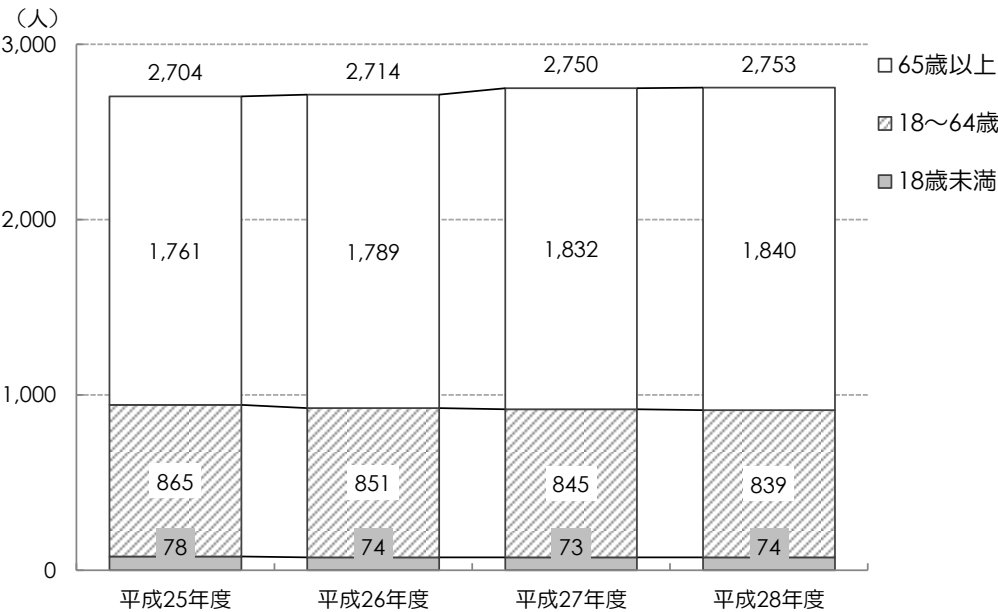
＜表1 / 身体障害者手帳所持者数の推移＞

(単位：人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	78	74	73	74
18～64歳	865	851	845	839
65歳以上	1,761	1,789	1,832	1,840
合 計	2,704	2,714	2,750	2,753

資料：社会福祉課（各年度末現在）

＜図1 / 身体障害者手帳所持者数の状況＞



身体障害者手帳所持者を障害種別にみると、平成28年度末現在では「肢体不自由」が1,495人と最も多く、全体の半数以上となっています。

《表2／身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）》

（単位：人）

区 分	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく機能 障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	53	9	0	304	611	977
2 級	47	63	2	312	12	436
3 級	12	26	23	254	87	402
4 級	18	52	10	384	133	597
5 級	23	1		146		170
6 級	15	61		95		171
合 計	168	212	35	1,495	843	2,753

資料：社会福祉課（平成28年度末現在）

身体障害者手帳所持者を等級ごとにみると、「1級」及び「4級」は年々増加しています。

《表3／身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）》

（単位：人）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	931	943	976	977
2 級	436	431	439	436
3 級	413	415	402	402
4 級	582	585	591	597
5 級	171	170	172	170
6 級	171	170	170	171
合 計	2,704	2,714	2,750	2,753

資料：社会福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者を障害原因別にみると、平成28年度末現在では「後天性疾病」が2,102人と最も多く、全体の7割以上となっています。

《表4／障害の原因（障害別）》

（単位：人）

障害 \ 原因	戦傷病	労働 災害	不慮の 事故	疾病		交通 事故	その他	合計
				先天性	後天性			
視覚	0	1	3	31	122	1	10	168
聴覚	0	0	0	47	147	0	18	212
音声・言語	0	0	0	3	30	1	1	35
肢体不自由	1	87	101	136	1,031	78	61	1,495
内部	0	1	0	40	772	2	28	843
合 計	1	89	104	257	2,102	82	118	2,753

資料：社会福祉課（平成28年度末現在）

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者については、平成28年度末現在は635人であり、平成25年度から平成28年度までの4か年で75人の増加が見られました。

程度別にみると、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の6割以上を占めています。

《表5／療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）》

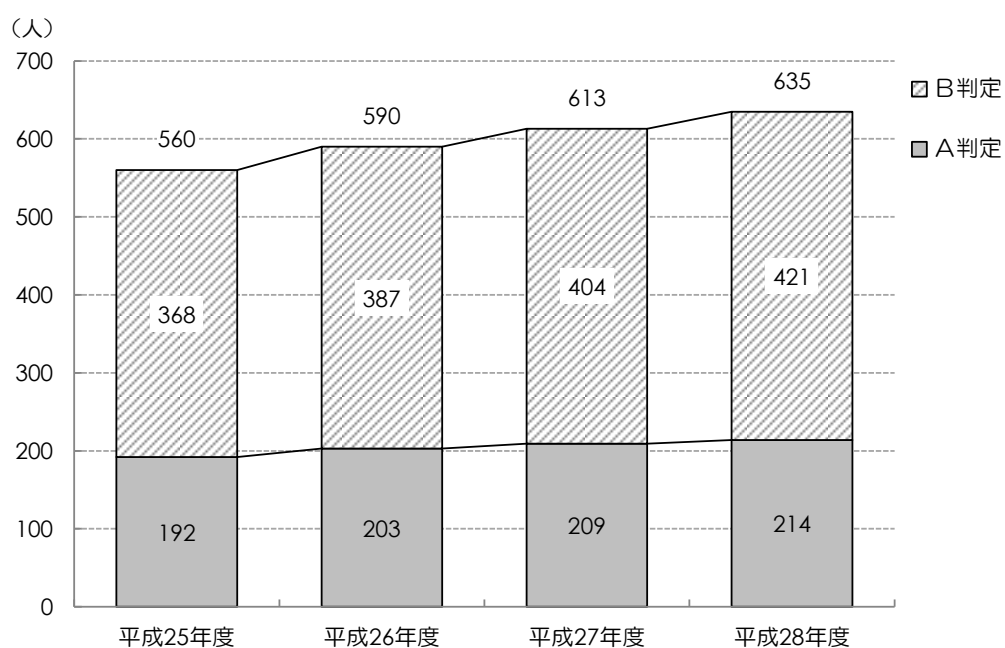
（単位：人）

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	18 歳未満	63	62	65	63
	18 歳以上	129	141	144	151
	合計	192	203	209	214
B	18 歳未満	127	129	137	142
	18 歳以上	241	258	267	279
	合計	368	387	404	421
合 計	18 歳未満	190	191	202	205
	18 歳以上	370	399	411	430
	合計	560	590	613	635

※B判定の一部に知的障害に加えて発達障害の診断を受けた者を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図2／療育手帳所持者数の推移（程度別）》



(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成28年度末現在は244人であり、平成25年度から平成28年度までの4か年で35人の増加が見られました。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多く、平成28年度では全体の6割以上を占めています。

また、「3級」の増加率が大きくなっています。

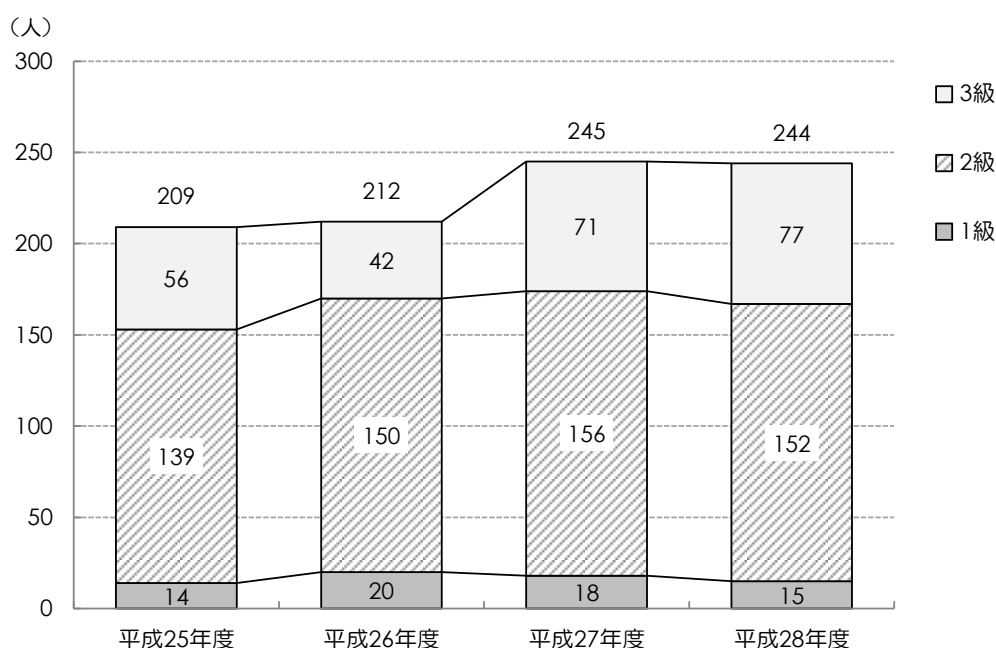
＜表6／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）＞

（単位：人）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	14	20	18	15
2 級	139	150	156	152
3 級	56	42	71	77
合 計	209	212	245	244

資料：社会福祉課（各年度末現在）

＜図3／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）＞



2 障害福祉サービスの利用状況

各年度における指定障害福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。なお、数値は各年度の1か月間の利用実績の平均値を掲載しています。（平成29年度は10月までの平均値）

（1）訪問系サービス

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	利用者数	50 人	45 人	45 人
重度障害者等包括支援 同行援護	サービス利用量	591.5 時間分	540.6 時間分	526.8 時間分

（2）日中活動系サービス

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中活動系サービス全体の 利用量	サービス利用量	329 人分	343 人分	367 人分
生活介護	利用者数	107 人	109 人	115 人
	サービス利用量	2,202 人日分	2,229 人日分	2,381 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1 人	1 人	3 人
	サービス利用量	3 人日分	19 人日分	56 人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	11 人	4 人	1 人
	サービス利用量	206 人日分	69 人日分	20 人日分
就労移行支援	利用者数	20 人	22 人	20 人
	サービス利用量	332 人日分	419 人日分	372 人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	25 人	31 人	42 人
	サービス利用量	492 人日分	551 人日分	829 人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	140 人	153 人	162 人
	サービス利用量	2,492 人日分	2,711 人日分	2,953 人日分
療養介護	サービス利用量	5 人分	5 人分	5 人分
短期入所（福祉型）	利用者数	18 人	15 人	15 人
	サービス利用量	148 人日分	99 人日分	85 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	2 人	3 人	4 人
	サービス利用量	8 人日分	13 人日分	16 人日分

(3) 児童通所サービス

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数	35 人	38 人	48 人
	サービス利用量	556 人日分	576 人日分	649 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	107 人	132 人	142 人
	サービス利用量	1,739 人日分	1,848 人日分	1,846 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	5 人	2 人	3 人
	サービス利用量	6 人日分	2 人日分	3 人日分

(4) 居住系サービス

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	サービス利用量	48 人分	52 人分	56 人分
施設入所支援	サービス利用量	84 人分	71 人分	91 人分

(5) その他のサービス

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	サービス利用量	1 人分	1 人分	1 人分
地域定着支援	サービス利用量	0 人分	1 人分	1 人分
計画相談支援	サービス利用量	443 人分	461 人分	468 人分
障害児相談支援	サービス利用量	118 人分	168 人分	188 人分

平成27年度から平成29年度のサービス別利用量を比較すると、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援が大幅に増加し、短期入所（福祉型）が減少しました。

第4期計画の見込量と比べると、就労移行支援、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助（グループホーム）、計画相談支援、障害児相談支援は計画値を上回る結果となりました。

第3章 平成32年度の目標値の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	85人	平成28年度末の施設入所者数
目標年の入所者数（B）	84人	平成32年度末の利用者数見込み
【目標値】 入所者数減少見込（A－B）	1人 （※1）	差引減少見込み数 （国の指針（A）の2%以上減）
【目標値】 地域生活への移行者数	5人 （※2）	平成32年度末までの地域移行者数 （国の指針（A）の9%以上）

※1 施設入所者数に関する変動は少ないため、1人以上を目標値とします。

※2 地域移行の見込みがある施設入所者が少ないため、5人以上を目標値とします。

2 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	考え方
基準年の年間一般就労移行者数（C）	9人	平成28年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
基準年の就労移行支援事業の利用者数（D）	18人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 年間一般就労移行者数	10人 （※3）	平成32年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数 （国の指針（C）の1.5倍以上）
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	8人 （※4）	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数 （国の指針（D）の1.2倍以上）

※3 直近3か年実績（平成26年度8人、平成27年度2人、平成28年度9人）の平均値 × 1.5

※4 就労移行支援事業を経て一般就労する見込みのある利用者が減少しているため、8人以上を目標とします。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、御殿場・小山障害者自立支援協議会での共同設置を予定しており、この協議会を市の地域包括ケアシステムの協議の場に位置付けます。

4 地域生活支援拠点の整備

平成32年度末までに、地域生活支援拠点を駿東田方圏域に1か所以上の設置を予定しています。
※駿東田方圏域：御殿場市、沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町（6市4町）

5 障害児支援の提供体制の整備

障害児支援の提供体制についての状況と目標は、以下のとおりです。

体 制 種 別	平成29年度 現在の状況	目 標（国の指針）
(1) 児童発達支援センター	1か所設置済	継続 （国の指針 平成32年度末までに各市町村に1か所以上設置）
(2) 保育所等訪問支援	体制構築済	継続 （国の指針 平成32年度末までにすべての市町村において支援を利用できる体制を構築）
(3) 主に重症心身障害児を支援する事業所		継続 （国の指針 平成32年度末までに各市町村に1か所以上確保）
児童発達支援事業所	1か所確保済	
放課後等デイサービス事業所	1か所確保済	
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	未設置	駿東田方圏域で実施している協議会を市の協議の場に位置付ける （国の指針 平成30年度末までに協議の場を設置）

第4章 サービス見込量と確保のための方策

各年度における指定障害福祉サービスの必要な見込量及びその見込量確保のための方策は以下のとおりです。

1 訪問系サービス

(1) 訪問系サービス

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	利用者数	41 人	42 人	43 人
重度障害者等包括支援 同行援護	サービス見込量	573 時間分	596 時間分	611 時間分

(2) 見込量確保のための方策

- 障害福祉サービス等の内容の周知や、市の窓口や相談支援事業所等で分かりやすい情報提供を行うなど、障害者が自ら選択して利用できるよう支援します。
- 障害の特性に応じたサービス提供ができるよう、相談支援事業所と連携するとともに、御殿場・小山障害者自立支援協議会等を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業所等の資質向上に努めます。
- 県が主催する、たんの吸引、同行援護、行動援護等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 必要な見込量（月間）

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中活動系サービス全体の 利用量	サービス見込量	7,554 人分	7,600 人分	7,692 人分
生活介護	利用者数	122 人	125 人	127 人
	サービス見込量	2,529 人日分	2,598 人日分	2,644 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	2 人	1 人	1 人
	サービス見込量	46 人日分	23 人日分	23 人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	2 人	2 人	2 人
	サービス見込量	46 人日分	46 人日分	46 人日分
就労移行支援	利用者数	16 人	11 人	8 人
	サービス見込量	368 人日分	253 人日分	184 人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	51 人	54 人	56 人
	サービス見込量	1,039 人日分	1,108 人日分	1,154 人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	180 人	182 人	185 人
	サービス見込量	3,526 人日分	3,572 人日分	3,641 人日分
就労定着支援	利用者数	0 人	2 人	2 人
療養介護	利用者数	5 人	6 人	6 人
短期入所（福祉型）	利用者数	17 人	17 人	17 人
	サービス見込量	90 人日分	87 人日分	84 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	8 人	8 人	8 人
	サービス見込量	35 人日分	35 人日分	35 人日分

(2) 見込量確保のための方策

○御殿場・小山障害者自立支援協議会を通じ、地域に不足するサービスの把握に努め、必要なサービスの提供につなげます。

○障害福祉施設維持のため、施設の整備事業に対し、補助を行います。

3 児童通所サービス

(1) 必要な見込量（月間）

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数	68 人分	70 人分	70 人分
	サービス見込量	1,324 人日分	1,379 人日分	1,424 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	154 人	179 人	199 人
	サービス見込量	2,911 人日分	3,291 人日分	3,435 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	1 人	3 人	3 人
	サービス見込量	5 人日分	15 人日分	15 人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人
	サービス見込量	0 人日分	0 人日分	0 人日分

(2) 見込量確保のための方策

○御殿場・小山障害者自立支援協議会の発達支援部会や放課後部会を通じて、地域に不足するサービスを把握し、必要なサービスの提供に努めます。

○サービス提供事業所等との連携により、障害児を支援する提供体制の整備を図ります。

4 居住系サービス

(1) 必要な見込量（月間）

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	サービス見込量	0 人分	1 人分	1 人分
共同生活援助 (グループホーム)	サービス見込量	58 人分	60 人分	61 人分
施設入所支援	サービス見込量	86 人分	86 人分	84 人分

(2) 見込量確保のための方策

- 在宅での生活が困難な障害者の生活の場を確保するため、サービス提供事業所等と協力し、施設サービスの充実を図ります。
- 施設利用者の中で、地域生活への移行が可能な人が円滑に移行できるよう、関係事業所と連携します。
- 障害福祉施設維持のため、施設の整備事業に対し、支援を行います。
- 障害者の生活の場の確保と地域生活を支援するため、グループホーム等の福祉資源の拡充を促進します。

5 その他のサービス

(1) 必要な見込量（年間）

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	サービス見込量	2 人分	0 人分	0 人分
地域定着支援	サービス見込量	0 人分	0 人分	0 人分
計画相談支援	サービス見込量	468 人分	477 人分	484 人分
障害児相談支援	サービス見込量	222 人分	249 人分	269 人分

(2) 見込量確保のための方策

○適正なサービス利用計画の作成を行うため、事業所間での情報交換や学習機会を設けます。

○障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対しサービス等利用計画の作成を行います。

6 基盤整備計画に関する事項

福祉施設の入所者の地域生活への移行や退院者の地域生活への移行、その他の障害福祉サービスの提供のために、必要となるサービスを提供するための基盤整備を着実に行う必要があります。市単独では困難な部分について、また、同様に他市町での提供体制で困難な部分については、周辺市町及び県との連携のもとで、圏域単位における基盤整備を検討します。

(1) 日中活動系サービス

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	整備数	4 か所	3 か所	1 か所
	利用者数	60 人分	60 人分	20 人分
自立訓練（機能訓練）	整備数	1 か所	—	—
	利用者数	10 人分	—	—
自立訓練（生活訓練）	整備数	—	1 か所	1 か所
	利用者数	—	10 人分	10 人分
就労移行支援	整備数	—	—	2 か所
	利用者数	—	—	20 人分
就労継続支援（A型）	整備数	3 か所	2 か所	4 か所
	利用者数	46 人分	50 人分	70 人分
就労継続支援（B型）	整備数	4 か所	3 か所	3 か所
	利用者数	70 人分	80 人分	60 人分
就労定着支援	整備数	2 か所	2 か所	1 か所
	利用者数	22 人分	30 人分	10 人分
療養介護	整備数	1 か所	—	—
	利用者数	10 人分	—	—
短期入所（福祉型）	整備数	—	4 か所	3 か所
	利用者数	—	16 人分	15 人分
短期入所（医療型）	整備数	2 か所	—	—
	利用者数	14 人分	—	—

(2) 児童通所サービス

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	整備数	5 か所	3 か所	6 か所
	利用者数	50 人分	30 人分	70 人分
放課後等デイサービス	整備数	13 か所	8 か所	8 か所
	利用者数	130 人分	90 人分	80 人分
保育所等訪問支援	整備数	1 か所	—	1 か所
	利用者数	5 人分	—	5 人分

(3) 居住系サービス

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	整備数	3 か所	—	1 か所
	利用者数	30 人分	—	10 人分
共同生活援助 (グループホーム)	整備数	—	2 か所	4 か所
	利用者数	—	18 人分	30 人分

※静岡県作成の駿東田方圏域障害福祉計画より抜粋

7 相談支援の充実・強化に関する事項

障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実・強化を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

- 各種障害福祉サービスの適切な利用を促進するため、計画相談支援の質の向上を図ります。
- 事業所間の連携を強化し、サービスの円滑な提供体制の確保を引き続き行います。

(2) 自立支援協議会を利用した地域の課題の共有と解決

- 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、不足するサービスの充実を図ります。
- 地域の障害福祉サービスの質を向上させるため、事業所等に情報交換の機会や学習の機会を提供します。

(3) 成年後見制度等の利用の促進

- 地域の障害福祉サービス事業所等と連携し、成年後見制度等の周知及び利用の促進を行います。

8 一般就労への移行支援の強化に関する事項

平成30年4月より、障害者の法定雇用率が引き上げられます（民間企業では2.0%から2.2%への引き上げ）。そのため、今後一般企業での就職の機会の拡大が見込まれます。

障害者の一般就労を促進するため、「障害者総合支援法」に基づく就労支援に関するサービスの提供や、障害者雇用の促進に関する働きかけを行うなど、就労支援体制の充実を図ります。

（１）障害者雇用の促進

- 関係機関と連携して、障害者を雇用している企業への見学会や障害者雇用に関する助成制度の周知等を行い、障害者雇用の促進を引き続き行います。
- 企業と障害者が、お互いに障害の特性と雇用のあり方を理解し合える機会が持てるよう、交流会等を実施します。
- 新規で障害者を雇用した企業に対して助成を行い、障害者雇用の促進に努めます。
- 企業訪問や企業懇談会等の機会を捉えて、障害者雇用促進の啓発に努めます。
- 市職員の障害者雇用の促進を図ります。

（２）一般就労への移行支援

- 職業安定所、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所と連携し、障害者の就業を支援します。
- 一般就労への移行を推進するため、就労継続支援事業所等に対して、就労移行支援の実施について要請していきます。
- 駿東田方圏域の自立支援協議会と協働し、一般就労支援システムの構築について今後も検討していきます。

（３）障害者に対する就労支援

- 市役所等において、就労支援事業所等に仕事の委託や製品の購入等を行います。
- 民間企業等に対して、他企業での取り組みを紹介するなど、就労支援事業所等への業務委託や製品の購入の協力について要請します。
- 就労支援事業所等で作られた製品の販路拡大の支援を行います。
- 企業や関係機関との連携を図り、就労後の支援を継続し、就労定着に向けた支援体制を充実します。

9 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を効率的・効果的に実施します。また、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

実施にあたっては、障害福祉サービスで不足している部分において、特に要望が高い事業を中心に検討し、地域の実情に合わせた事業方法により、柔軟な事業展開を行います。

(1) 各年度における事業の種類ごとの見込量

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	3 か所		3 か所		3 か所	
イ 地域自立支援協議会	実施		実施		実施	
② 市町相談支援強化事業	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業	検討		検討		検討	
④ 成年後見制度利用支援事業	実施		実施		実施	
(4) 意思疎通支援事業						
手話通訳者	7 人	29 人	7 人	29 人	8 人	29 人
要約筆記通訳者	10 人	3 人	10 人	3 人	10 人	3 人
(5) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	8 件		8 件		8 件	
② 自立生活支援用具	15 件		15 件		15 件	
③ 在宅療養等支援用具	10 件		10 件		10 件	
④ 情報・意思疎通支援用具	70 件		70 件		70 件	
⑤ 排泄管理支援用具	1,300 件		1,325 件		1,350 件	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	5 件		5 件		5 件	

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数
(6) 移動支援事業						
利用見込者数	58 人		63 人		68 人	
利用見込み時間	4,598 時間		5,238 時間		5,878 時間	
(7) 地域活動支援センター						
① I 型	1 か所		1 か所		1 か所	
② II 型	2 か所	47 人	2 か所	48 人	2 か所	49 人
(8) その他の事業						
① 日中一時支援事業	24 か所	120 人	25 か所	123 人	26 か所	126 人
② 訪問入浴サービス事業	2 か所	10 人	2 か所	10 人	2 か所	10 人
③ 手話奉仕員養成研修事業	1 か所	10 人	1 か所	6 人	1 か所	10 人
④ 朗読奉仕員養成研修事業	1 か所	15 人	1 か所	15 人	1 か所	15 人
⑤ 自動車改造助成事業	2 件		2 件		2 件	
⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	1 件		1 件		1 件	

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
(2) 自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
(3) 相談支援事業	障害の特性に応じた相談支援ができるよう、身体・知的・精神について、それぞれ専門の事業所へ委託しています。
① 相談支援事業	ア 障害者相談支援事業 身体、知的、精神障害者の常勤の相談支援専門員が配置されている各相談支援事業者へ委託しています。
	イ 地域自立支援協議会 地域における相談支援体制の中核として、広域にて設置、運営しています。
② 市町相談支援強化事業	社会福祉士等の専門職員を配置して、困難ケース等の対応や地域自立支援協議会への専門的な指導・助言を行うことの可能な相談支援事業者へ委託しています。
③ 住宅入居等支援事業	地域生活移行の推進を実現するため、居住の場を確保する事業です。実施について、今後検討していきます。
④ 成年後見制度利用支援事業	高齢者福祉と連携して、事業を実施します。

事業名		実施に関する考え方
(4) 意思疎通支援事業		事業を円滑に遂行するため、通訳者の人材育成を図ります。
(5) 日常生活用具給付等事業		障害者の自立及び介護者の負担軽減のために必要な用具の給付を実施します。
	① 介護・訓練支援用具	介護者の負担軽減を図る用具を給付します。 (例) 特殊寝台、移動用リフト 等
	② 自立生活支援用具	障害者の自立を支援する用具を給付します。 (例) 入浴補助用具、移動・移乗支援用具 等
	③ 在宅療養等支援用具	在宅療養に必要な用具を給付します。 (例) パルスオキシメーター、電気式たん吸引器 等
	④ 情報・意思疎通支援用具	情報収集や意思疎通を容易にする用具を給付します。 (例) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用印字型通信装置 等
	⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙オムツ等をストーマ造設者や重度の排泄機能障害等の障害者に給付します。
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動を円滑にする用具で、設置のために小規模な住宅改修を要するものについて、用具と改修費を給付します。
(6) 移動支援事業		重度の四肢機能障害、知的障害、精神障害者の外出について、介護者を派遣します。
(7) 地域活動支援センター	① I 型	障害者の創作活動・生産活動・社会参加の場として、地域生活支援の促進を図るとともに、重度障害者等に、食事や入浴介助を行い、介護者の負担軽減を図ります。
	② II 型	
(8) その他の事業	① 日中一時支援事業	障害者の放課後及び日中活動の場の確保と、介護者の負担軽減のために、福祉施設等に委託して実施します。
	② 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の四肢機能障害者に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを実施します。
	③ 手話奉仕員養成研修事業	近隣市町と合同で、手話通訳奉仕員養成講座を2年に分けて実施します。
	④ 朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員等の人材確保のため、養成講座の実施機関に対して補助を行います。
	⑤ 自動車改造助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
	⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	障害者手帳所持者が運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。

参考資料

1 指定障害福祉サービスの種類

(1) 訪問系サービス

サービス種別	説明	給付区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。家事の支援、通院の介助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を行います。	介護給付
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	介護給付
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	介護給付

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	説明	給付区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護給付
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	訓練等給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	訓練等給付
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を短期間行います。	介護給付

(3) 児童通所サービス

サービス種別	説明	給付区分
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。	
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	

(4) 居住系サービス

サービス種別	説明	給付区分
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	訓練等給付
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	介護給付
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	訓練等給付

(5) その他のサービス

サービス種別	説明	給付区分
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者で、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。	
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	

2 指定障害福祉サービス事業所の状況

平成29年10月1日現在

サービス種別		指定事業所数		備 考
		駿東田方 圏域内	左の内、 御殿場市内	
居宅介護（ホームヘルプ）		74	7	
重度訪問介護		60	6	
行動援護		9	1	
重度障害者等包括支援		0	0	
同行援護		37	3	
生活介護		41	8	
自立訓練	機能訓練	1	0	
	生活訓練	5	1	
就労移行支援		23	2	
就労継続支援	A型	28	3	
	B型	63	8	
療養介護		1	0	
短期入所（ショートステイ）		33	12	
共同生活援助（グループホーム）		39	5	
施設入所支援		21	6	
児童発達支援		19	3	
放課後等デイサービス		53	10	
保育所等訪問支援		6	1	
地域移行支援		21	3	
地域定着支援		18	3	
計画相談支援		36	7	
障害児相談支援		19	3	

御殿場市 第5期障害福祉計画 及び 第1期障害児福祉計画
平成 30 年度～平成 32 年度
(2018 年度～2020 年度)

発行日 平成 30 年 3 月

発 行 御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電 話：0550-82-4238

F A X：0550-84-1046

市ホームページ：<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/>